

企業 No. _____

裁量労働制の施行状況等に関する調査

(事業場用)

(実施) 今後の労働時間制度に関する研究会

ご記入に当たっての留意事項

- 1 この調査は、裁量労働制の実態などを把握し、今後の労働時間制度の在り方を検討するための基礎資料を得るために実施するものですので、調査の趣旨にご理解を賜り、ぜひご協力をお願いいたします。
- 2 本調査票は、企業としてのお立場で人事担当責任者の方がお答え下さい。人事担当部門でお答えになれない場合は、他の部門の方にお答えいただいても結構です。特段の断りのない限り、平成17年3月末日現在の状況についてお答え下さい。
- 3 ご記入いただきました調査票は、返信用封筒(切手不要)で6月3日(金)までに投函していただきますようお願いいたします。
- 4 なお、本調査の結果は統計的に処理し集計結果を利用いたしますので、貴事業場の回答結果が公表されることはありません。
- 5 本調査に関するご質問は下記までお願いいたします。

今後の労働時間制度に関する研究会事務局

東京都千代田区霞が関1-2-2 Tel 03-5253-1111 (内線 5526)

(担当：小野田、橋口、金澤)

担当者

氏名 _____ 連絡先 _____

労働者過半数代表 (労働基準法第38条の3第1項又は第38条の4第2項第1号に規定されている、労働者の過半数を代表する者又は労働組合)

氏名 _____ 連絡先(職場) _____

I 事業場属性

1. 事業場名

2. 所在地

3. 期間を定めずに雇われている常用労働者数と平均勤続年数をご記入下さい。

	事業場計(企業全体)	専門業務型(注1)	企画業務型(注2)	管理監督者(注3)
常用労働者数	人(人)	人	人	人
平均勤続年数	年(年)	年	年	年

(注1) 新商品、新技術の研究開発等の業務に従事する労働者について、労使協定で定めた時間働いたものとみなす制度

(注2) 事業の運営に関する事項についての企画、立案、調査及び分析を行う労働者について、労使委員会の決議で定めた時間働いたものとみなす制度

(注3) 部長、工場長など会社の経営や人事に関する権限が与えられている者であり、労働時間等の規制の適用除外となっている者

4. 貴事業場の事業の種類は次のいずれですか。あてはまる番号に○をお付け下さい。

1	鉱業	6	卸売・小売業、飲食店
2	建設業	7	金融・保険業
3	製造業	8	不動産業
4	電気・ガス・熱供給・水道業	9	サービス業
5	運輸・通信業		

5. 貴事業場は次のいずれですか。あてはまる番号に○をお付け下さい。

1	本社・本店である事業場
2	1以外の事業場であって、事業場の属する企業等に係る事業の運営に大きな影響を及ぼす決定が行われる事業場
3	1の事業場の具体的指示を受けることなく独自に、当該事業場に係る事業の運営に大きな影響を及ぼす事業計画や営業計画の決定を行っている支社・支店等である事業場
4	1～3以外の事業場

6. 貴事業場に労働組合はありますか。

1	過半数組合がある
2	組合はあるが過半数ではない
3	ない

Ⅱ 労働時間制度

1. 所定労働時間（休憩時間、残業時間は含みません）

就業規則等で定められた、貴事業場における1日の所定労働時間及び週所定労働時間を記入して下さい。（労働者の種類などによって異なっている場合には最も多くの労働者に適用されているものを記入して下さい。また、所定労働時間が日又は週により異なる場合は、平均値を記入して下さい。）

1日	時間	分	週	時間	分
----	----	---	---	----	---

2. 貴事業場で採用している労働時間制度についてあてはまるものすべてを選択して下さい。

フレックスタイム制を採用している場合にはコアタイムの有無についても○をお付け下さい。

1	通常の労働時間制（1日8時間以内、週40時間以内）
2	1年単位変形労働時間制
3	1ヶ月単位変形労働時間制
4	1週間単位変形労働時間制
5	フレックスタイム制（コアタイム(注)あり・なし）
6	事業場外みなし労働時間制
7	裁量労働制

(注) コアタイムとは、労働者が必ず労働しなければならない時間帯をいいます。

Ⅲ 裁量労働制

(Ⅱ2で「7.裁量労働制」を選択した事業場についてお伺いします。)

1. (1) 導入している裁量労働制は次のいずれですか。

1	専門業務型のみ	→ 1.(2)へ
2	企画業務型のみ	→ 1.(3)へ
3	専門業務型、企画業務型の両方	→ 1.(2)、(3)へ

(2) (1)で「1」又は「3」を選択した事業場において、制度の対象としている業務をすべて選択して下さい。

1	新商品・新技術の研究開発業務	12	大学における教授研究の業務
2	情報処理システムの分析、設計の業務	13	公認会計士の業務
3	記事の取材、編集の業務	14	弁護士の業務
4	デザイナーの業務	15	建築士の業務
5	プロデューサー・ディレクターの業務	16	不動産鑑定士の業務
6	コピーライターの業務	17	弁理士の業務
7	システムコンサルタントの業務	18	税理士の業務
8	インテリアコーディネーターの業務	19	中小企業診断士の業務
9	ゲーム用ソフトウェアの創作の業務		
10	証券アナリストの業務		
11	金融派生商品等の開発の業務		

(3) (1)で「2」又は「3」を選択した事業場において、制度の対象としている業務をすべて選択して下さい。

1	経営状態・経営環境等について調査及び分析を行い、経営に関する計画を策定する業務
2	現行の社内組織の問題点やその在り方等について調査及び分析を行い、新たな社内組織を策定する業務
3	現行の人事制度の問題点やその在り方等について調査及び分析を行い、新たな人事制度を策定する業務
4	業務の内容やその遂行のために必要とされる能力等について調査及び分析を行い、社員の教育・研修計画を策定する業務
5	財務状況等について調査及び分析を行い、財務に関する計画を策定する業務
6	効果的な広報手法等について調査及び分析を行い、広報を企画・立案する業務
7	営業成績や営業活動上の問題点等について調査及び分析を行い、企業全体の営業方針や取り扱う商品ごとの全社的な営業に関する計画を策定する業務
8	生産効率や原材料等に係る市場の動向等について調査及び分析を行い、原材料等の調達計画を含め全社的な生産計画を策定する業務
9	その他()

※以下の質問から専門業務型の裁量労働制を採用している方は「専」、企画業務型の裁量労働制を採用している方は「企」の項目に○をお付け下さい。

2. 裁量労働制の導入理由等について

(1) 導入したきっかけは何ですか。該当するものすべてに○をお付け下さい。

専	企	
1	1	仕事を時間ではなく成果で評価して欲しいという労働者からの要望があったため
2	2	成果主義型人事労務管理の導入の一環として
3	3	労働者の創造的能力を高め、発揮を促すため
4	4	人件費削減のため(時間外手当削減など)
5	5	時間外労働の削減に取り組むため強制されているから
6	6	労働者からの要望のため(1以外)
7	7	同業他社が導入しているため
8	8	その他 具体的に()内にご記入下さい 専門業務型() 企画業務型()

(2) 裁量労働制導入に際しての手続きについて、どの程度負担を感じましたか。

以下の手続について1～4のいずれかに○をお付け下さい。

	専				企			
	かなり感じた	ある程度 感じた	あまり感じ なかつた	ほとんど感じ なかつた	かなり感じた	ある程度 感じた	あまり感じ なかつた	ほとんど感じ なかつた
① 労働時間の状況の把握方法の検討	1	2	3	4	1	2	3	4
② みなし労働時間の設定	1	2	3	4	1	2	3	4
③ 健康・福祉確保措置	1	2	3	4	1	2	3	4
④ 苦情処理措置	1	2	3	4	1	2	3	4
⑤ 深夜又は休日労働の労働時間管理方法の検討	1	2	3	4	1	2	3	4
⑥ 労使委員会の設置					1	2	3	4
⑦ 労働側委員の指名のための代表者選出					1	2	3	4
⑧ 労使委員会の運営規程の策定					1	2	3	4
⑨ 労使委員会の議事録作成					1	2	3	4
⑩ 決議事項の委員の5分の4以上による合意					1	2	3	4
⑪ 個別労働者からの同意					1	2	3	4
⑫ 「企画業務型裁量労働制に関する決議届」の労働基準監督署長への作成・届出					1	2	3	4
⑬ 「企画業務型裁量労働制に関する報告」の労働基準監督署長への作成・届出					1	2	3	4

3. 裁量労働制で働く労働者について

- (1) 裁量労働制の対象となり得る業務に従事している労働者について、実際に、裁量労働制の適用対象とするために貴事業場で設けている要件は何ですか。

(必須のものに◎、選択的なものに○をお付け下さい。)

専	企	
1		本人同意
2	2	試験(採用試験含む)
3	3	採用区分(総合職、専門職など)
4	4	職種(事務職、営業職など)
5	5	職位(係長、主任など)
6	6	勤続年数
7	7	年齢
8	8	職能クラス(○等級など)
9	9	部門
10	10	年収
11	11	特別な処遇制度
12	12	特になし
13	13	その他 具体的に()内にご記入下さい 専門業務型() 企画業務型()

- (2) 裁量労働制適用労働者は、対象となり得る業務に従事している労働者数（事業場で特別に設けている前記（1）の要件がなければ対象となった労働者数）のうちどの程度の割合を占めていますか。

専門業務型(_____ 割程度)

企画業務型(_____ 割程度)

※専門業務型を導入している事業場にお尋ねします。企画業務型のみを導入している事業場は質問4にお進み下さい。

- (3) 専門業務型の適用にあたり労働者の同意を制度適用の要件としていますか。どちらかに○をお付け下さい。また、そのようにしている理由は何ですか。あてはまるものすべてについて選択して下さい。

1	していない
2	している

その具体的な理由は何ですか。

1	労働者のモラル向上のため
2	労働者の不満を緩和するため
3	応募制であり実質的な同意であるため
4	労働組合等の要望があるため
5	企画業務型がそのようになっているため
6	採用時点で本人同意を得ているため
7	その他(_____)

- (4) 専門業務型の適用にあたり労使委員会で決議を行っていますか。また、行っている場合、そのようにしている理由は何ですか。あてはまるものすべてに○をお付け下さい。

1	行っていない
2	行っている

そのようにしている理由は何ですか。

1	労働者のモラル向上のため
2	労働者の不満を緩和するため
3	労働組合等の要望があるため
4	企画業務型でもそのようにされているから
5	その他(_____)